

風しん（疑い）と診断した場合のお願い

風しんと診断した場合には、**直ちに**保健所へ**発生届**を提出してください。

発生届は、感染症サーベイランスシステム（NESID）を通じてご提出ください。

患者様には保健所から連絡が入る旨をお伝えください。

根拠：感染症法第12条第1項 対象：全数

風しんが疑われる場合、保健所にご連絡ください。

風しん（臨床診断例）

*臨床症状①～③を**すべて**満たす

*届出に必要な臨床症状

- ①全身性の小紅斑や紅色丘疹
- ②発熱
- ③リンパ節腫脹

病原体診断のうち抗体検査
IgM、IgGは医療機関で実施
してください。

風しん（検査診断例）

*臨床症状①～③の**1つ以上**満たし、かつ、**届出に必要な病原体診断のいずれかを満たす

**届出に必要な病原体診断

- ①分離・同定による病原体の検出
- ②検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出
- ③抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）

原則として風しんと診断された患者全例に**ウイルス遺伝子検査**を実施しています。

検体を採取する前に保健所にご連絡ください。

遺伝子検査のための検体採取

咽頭ぬぐい液

血液(全血)

尿

できるだけ**3種類**採取してください。

感染症検査票を添えてご提出ください。

◆接触者調査のお願い◆

保健所は感染拡大防止のため感染が疑われる方の健康観察を行います。

- ・患者からの感染が疑われる方（患者と1m以内で会話をした等の方、対応した職員等）の情報を提供してください。
- ・対象者に保健所から連絡が入ることをお伝えください。

保健所が衛生研究所に搬送します。

翌日、夕方頃には検査結果が判明します。

■遺伝子検査のための検体採取方法等について

検査材料	採取方法 ◆採取後は 冷蔵保存 ◆	検査に適した検体を採取するための期限
咽頭ぬぐい液	滅菌綿棒で採取。空の滅菌スピツツに咽頭をぬぐった滅菌綿棒を入れる。	診断後すぐに (発疹が出現後、 7日以内)
血液（全血）	EDTA入り採血管に5ml程度採取（一般血液検査用・塩はNa、Kいずれも可能）	
尿	滅菌スピツツに5ml程度採取	

★**感染可能期間：発疹出現日前7日間～出現日後7日間**（「自治体における風疹発生時対応ガイドライン」による）

感染可能期間は、なるべく外出を避けるよう患者に伝えてください。